平成２６年（フ）第１２６号
大津市仰木の里東８丁目11番27号
債務者　柳瀬瀬津子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第２８号
福島県郡山市鶴見坦１丁目11番９号　コーポ清山205号
債務者　信清　雅幸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２６年（フ）第３９２号
堺市南区鴨谷台３丁２番６―206号、旧住所堺市南区鴨谷台３丁２番19―406号
債務者　三浦　栄次
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第１５号
京都府京丹後市大宮町周枳2071番地の１
債務者　リュー美容室こと　井野　順子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２６年（フ）第１６号
京都府福知山市字長田203番地の39
債務者　丸山　英美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２６年（フ）第１１０号
さいたま市浦和区元町１丁目16番15号　元町遙明館201
債務者　大久保俊増
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第１９２４号
札幌市中央区南３条西26丁目１番10　ライオンズ円山公園プレミアーク302号、住民票上の住所札幌市中央区南11条西20丁目３番29号日宝ノール旭ヶ丘902号
債務者　沼田　睦美（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第７８号
長野県東筑摩郡山形村5610番地10、前住所長野県松本市大字島内1666番地1360　ディアスかすみＢ201
債務者　芝山　由麻
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　　旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第９５号
大阪府岸和田市中井町１丁目12番地の１　岸和田盈進会病院内、住民票上住所大阪府大阪狭山市東茱萸木２丁目1887番地の５
債務者　イタリア料理カンティーナこと　竹中　信広
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第４８８号
愛知県瀬戸市矢形町145番地の１
債務者　大原　初江
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀村　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第９８５号
大阪府高石市西取石３丁目18番28号
債務者　池本　　進
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第３７２号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31―301号、前住所大阪府高石市西取石７丁目13番５―308号
債務者　清藤　光博
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第１０８号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目４番３号
債務者　秀岡建築こと　秀岡　敏美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１１９号
福井県今立郡池田町東俣第17号５番地
債務者　冨田富士男
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第５４８号
名古屋市中区千代田４丁目11番８号　鶴舞アネックス501号
債務者　大塚智恵理
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直紹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１２号
北海道野付郡別海町別海川上町139番地の52
債務者　ラーメン丸福こと　南口みゆき（旧姓渡辺・小松）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
釧路地方裁判所根室支部